

「後見人等報酬」の助成を申請される方へ

1 報酬の助成

(1) 概要

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人（以下：後見人等）の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は一部を助成します。ただし、荒尾市以外の市区町村等から助成を受けられる場合は、対象となりません。

(2) 助成対象者

被後見人等のうち、次の基準に該当する方が対象となります。

※後見人等が被後見人等の四親等内の親族（配偶者、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など）の場合は対象外です。

※被後見人等が亡くなった場合は、その方の後見人等だった方が申請できます。

① 住所要件

“本市の区域内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しないもの”

- ・生活保護法の規定により、本市以外の機関が保護を実施している者
- ・老人福祉法の規定により、本市以外の機関が措置している者
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により本市以外の機関が支援している者
- ・介護保険法に規定する住所地特例対象者で本市以外の市町村が保険者となっている者

“本市の区域外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの”

- ・生活保護法の規定により本市が保護を実施している者
- ・老人福祉法の規定により本市以外の機関が措置している者
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により本市が支援している者
- ・介護保険法に規定する住所地特例対象者であって、本市が保険者となっている者

② 経済的要件

- ア 生活保護法による保護を受けている者
- イ 活用できる資産（現金、預貯金、有価証券等即時換金が可能なものをいう。以下同じ。）がなく、報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な者として下記の要件を全て満たす者
 - (ア) 市町村民税非課税世帯であること。
 - (イ) 世帯資産の合計額が、150 万円以下であること。

(3) 助成額

助成額は、家庭裁判所の報酬付与審判によって決定された報酬額と本市が定めた助成限度額を比較して少ない方の額から、本市以外の市区町村等から助成額を差し引いた額とし、月を単位に算定します。本市の成年後見人等一人当たりの助成限度額は、下記に掲げる限度額とします。

- 1 助成対象者の生活の場が在宅である場合は、月額28,000円×対象月
- 2 助成対象者の生活の場が施設である場合は、月額18,000円×対象月
- 3 成年後見人等が就任して初めて申請を行う場合及び助成対象者が死亡した後に申請を行う場合は月額28,000円×対象月

※ただし、経済的要件のイの（イ）に該当する助成対象者のうち、世帯資産の合計額が100万円以上のものについては、上記の方法により算定された助成額の半額を助成します。

「在宅」・・・成年被後見人等の持ち家、アパート、マンションなど。

「施設」・・・成年被後見人等が入所（入院）している施設（例：介護保険施設、障害者支援施設、医療機関など。）

※ただし、一時的な入所（入院）の場合の取り扱いについては、事案ごとに判断しますので担当窓口にご相談ください。

(4) 申請期間

助成の申請は、報酬付与が行われた日の翌日から起算して180日以内です。

(5) 報酬費用助成の申請に必要な書類

※対象区分により必要な提出書類が異なります。

	提出書類	生活保護法による保護を受けている方	活用できる資産貯蓄等がなく、報酬の全部または一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方
①	荒尾市成年後見制度利用支援事業助成金申請書 (様式第4号)	○	○
②	本人の住民票所在地が確認できる書類 住民票(続柄・本籍不要)のコピー等	△(注1)	△(注1)
③	生活保護受給証明書(報酬付与の審判日時点で受給していることを確認できるもの) ※報酬付与の審判日以降に取得してください。	△(注2)	×
④	登記事項証明書の写し	○	○
⑤	本人の属する世帯の資産が確認できる書類 (通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し)	×	○
⑥	世帯全員の所得証明書又は市民税等課税証明書(非課税であることが確認できるもの)の写し	×	△(注3)
⑦	報酬付与の申立時に提出した財産目録等の写し	○	○
⑧	報酬付与審判書の写し	○	○
⑨	身分証明書等の写し	×	○

(注1) 荒尾市に住民票がある方で、申請書裏面の「個人情報の確認に関する本人の同意」欄で同意がされている場合は提出不要です。(荒尾市の電子端末で確認できるため)。

(注2) 荒尾市から生活保護を受けている方で、申請書裏面の「個人情報の確認に関する本人の同意」欄で同意がされている場合は提出不要です。(荒尾市の電子端末で確認できるため)

(注3) 荒尾市の電子端末で確認できる場合と出来ない場合があるため提出が必要か否かを事前に助成担当者までご相談ください。

・必要な場合は、上記以外の書類を提出いただくことがありますので、予めご了承ください。

・揃えるのが困難な書類がある場合は、助成担当者までご相談ください。

※被後見人等が死亡した場合や成年後見人等の就職日を起算日とする審判の場合は、以上の書類に加えて、以下の書類の提出が必要です。

被後見人等が死亡した後に決定された報酬の申請する場合

	提出書類	生活保護法による保護を受けている方	活用できる資産貯蓄等がなく、報酬の全部または一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方
①	被後見人等の遺留資産が分かる書類（預金通帳、貯金通帳、財産目録等）の写し	○	○
②	閉鎖登記事項証明書の写し	○	○
③	預貯金通帳の写し ※本人死亡後の申請の場合には成年後見人等の口座を指定してください。	○	○

※上記の他、個別の状況によって、判断に必要な書類の追加提出を求める場合があります。

（６）留意事項

- 報酬助成の対象となる期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して事後にその報酬額を決定するという家庭裁判所の報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与によって決定された報酬期間とします。
- 家庭裁判所より 12 か月を超える後見事務期間の報酬付与の審判があった場合は、対象期間の初月を始期とし、（３）にある各月額上限×12 を限度額とし助成します。
- 対象となる期間の月数は、後見事務期間の初日が属する月を切上げ（算入）し、後見事務期間の終日が属する月を切捨て（不算入）としています。
- 年度末頃の助成申請につきましては助成金の振込にお時間がかかる場合がございます。

２ 申請窓口

問い合わせ先			
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所			
被後見人等が 65 歳以上の場合	保険介護課地域包括支援センター	TEL	0968-63-1177
被後見人等が 65 歳未満の場合	福祉課福祉係	TEL	0968-63-1406